

奈良県告示第二百二十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和元年八月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 徴収を委託した歳入

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）別表第四の一に規定する春日奥山道路に係る使用料

二 受託者の名称及び所在地

名称 新若草山自動車道株式会社

所在地 奈良市大宮町一丁目一番二五号

三 委託事務の取扱期間

平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで